

茂原市子育て応援チケット取扱店舗募集要項

茂原市が実施する「茂原市子育て応援チケット配布事業」の特定事業者（以下「取扱店舗」という。）を募集するため、必要な事項について定める。

（登録資格）

- 1 取扱店舗として登録できる者は、茂原市内において、小売業、飲食業及び各種サービス業を営む事業者です。ただし、次の事業者は除きます。
 - （１）茂原市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等に該当する者
 - （２）本要項の項目 4 に記載されている、商品券を使用することが出来ない取引、商品のみを取り扱う者
 - （３）その他、本事業の目的に反すると認められる者、業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

（登録申込み）

- 2 取扱店舗として登録しようとする者は、以下のとおり茂原市子育て応援チケット取扱店舗登録申請書（別紙 1）を提出してください。

なお、令和 4 年 10 月 1 日時点で既に取扱店舗として登録している店舗については、申請は不要です。

登録手数料は無料です。

- （１）募集期間 令和 4 年 10 月 3 日（月）～
- （２）受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土、日、祝日を除く）
- （３）受付窓口 茂原市役所子育て支援課（8 階）
- （４）持参するもの 預金通帳等振込口座が分かるものの写し
（換金は振込により行います。振込を希望する口座は、申請者名義の口座にしてください）

（登録）

- 3 申し込みのあった事業者が登録資格を有すると確認できた場合は、当該事業者に対し「茂原市子育て応援チケット取扱店舗登録証明書」及び「取扱店舗ステッカー」及び「掲示用ポスター」を交付します。

（子育て応援チケットの取扱い）

- 4 取扱店舗は、子育て応援チケットを持参した者に対し、券面記載額相当の物品の販売、貸付け、あるいは役務の提供をしてください。

ただし、次に該当するものについては、子育て応援チケットを使用することができません。

- （１）商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなど換

金性の高いもの

- (2) 土地・家屋購入・家賃・地代・駐車料金等の不動産に関わる支払い
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (4) たばこ
- (5) 出資や債務、公共料金等の支払い（税金、振替代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
- (6) 国や地方公共団体への支払い
- (7) 仕入れ等の事業資金
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

（子育て応援チケットの有効期限）

5 子育て応援チケットの有効期限は以下のとおりとします。

- (1) 有効期限に令和 5 年 2 月 28 日と記載のある子育て応援チケットは、令和 5 年 2 月 28 日まで
- (2) (1) 以外の子育て応援チケットは券面に記載の月の翌月から 6 か月間

（換金）

5 子育て応援チケットを取得した取扱店舗は、指定された換金手続き日に、必要事項を記入した「茂原市子育て応援チケット換金申込書」及び、商品券の裏面右端上を切り取り、同裏面に店印等を押印した商品券を持参し、茂原市へ換金を申し出てください。その際、「茂原市子育て応援チケット取扱店舗登録証明書」を提示して下さい。

換金申し出期間

- (1) 有効期限に令和 5 年 2 月 28 日と記載のある子育て応援チケットは、令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなります
- (2) (1) 以外の子育て応援チケットは、随時受付します。

※換金の申し出終了日は、変更になる可能性があります。

※換金時の手数料は無料です。

※換金申し出日の翌月に、事前登録された口座へ振り込みます。

（責務）

6 取扱店舗は、次の事項を厳守してください。

- (1) 取扱店舗であることがわかるよう、見やすい場所に茂原市が交付するステッカー及びポスターを掲示すること。
- (2) 通常の注意をもってすれば、偽造されたものとわかる券、あるいは大量に持ち込まれる等、不正に使用されていることが明らかな子育て応援チケットの受け取りを拒否するとともに、速やかに市に報告すること。
- (3) 子育て応援チケットを受け取った場合は、再流通を防止するため、商品券の裏面右端上を切り取るとともに、取扱店舗欄に店印等を押印すること。

(4) 受け取った商品券の盗難・紛失は、取扱店舗の責任となります。

(交換、譲渡及び売買等の禁止)

- 7 取扱店舗は、子育て応援チケットの交換、譲渡及び売買を行うことはできません。
また、取扱店舗の関係者が商品券を購入した場合、直接換金は禁止とします。

(登録の変更)

- 8 取扱店舗の登録した内容に変更が生じた場合、茂原市子育て応援チケット取扱店舗登録変更届出書（別紙2）により茂原市に届け出てください。

(登録証明書の再発行)

- 9 取扱店舗が、交付された「茂原市子育て応援チケット取扱店舗登録証明書」を紛失、盗難等により再発行する場合、茂原市子育て応援チケット取扱店舗登録証明書再発行申請書（別紙3）により、茂原市に再発行を申請してください。

(登録の抹消)

- 10 取扱店舗が、取扱店舗の登録を抹消しようとする場合、茂原市子育て応援チケット取扱店舗登録抹消届出書（別紙4）により茂原市に届け出てください。

(登録の取り消し)

- 11 取扱店舗が、本要項に違反する行為を行った場合は、当該取扱店舗の登録を取り消すことがあります。

(経費の負担)

- 12 登録の申込及び子育て応援チケットの取扱いを行うに当たって要する経費は、取扱店舗の負担となります。

附則

この要項は、令和4年10月1日から施行する。